

和光市地域福祉センター利用団体の登録基準

第1 趣旨

この基準は、和光市総合福祉会館設置及び管理条例施行規則（以下「規則」という。）第26条の規定により、和光市地域福祉センター利用団体の登録基準について必要な事項を定めるものとする。

第2 登録団体の要件

- 1 和光市総合福祉会館設置及び管理条例（以下「条例」という。）第55条第1項の登録団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 自治活動又は福祉活動等を行う団体であること。
 - (2) 団体は、10名以上で構成され、構成員は、80%以上の市内在住、在勤もしくは在学者で構成されること。なお、主な活動内容が同一である複数の団体の構成員を兼ねることはできないものとする。
 - (3) 組織、活動内容及び会費等について定めた規約又は会則及び構成員名簿があること。
 - (4) 特定の政党や宗教の支援及び宣伝等をしないこと。
- 2 市の組織及び総合福祉会館内に事務所のある団体は、登録できるものとする。
- 3 前2項の要件に該当する団体であっても、偽りその他不正の手段により申請がなされたとき、又は市長がふさわしくないと判断した団体については登録及び更新はできないものとする。

第3 申請の添付書類

規則第26条第1項の規定による申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 規約又は会則（会費が明記されているもの）
- (2) 構成員名簿
- (3) 会計報告書または予算書（会費徴収団体のみ）

第4 登録の有効期間

- 1 登録の有効期間は、当該基準日から起算して2年とする。
- 2 前項の有効期間の途中で登録した団体については、その残存期間をもって登録の有効期間とする。

第5 利用団体登録事項の変更

- 1 規則第26条第2項の登録証の交付を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、当該利用団体登録に係る事項に変更が生じたときは、利用団体登録事項の変更の申請を

行わなければならない。

- 2 規則第26条及び第3の規定は、利用団体登録事項の変更の申請について準用する。

第6 利用団体登録の更新

- 1 利用団体は、登録の有効期間満了の後も引き続き利用団体としての登録を受けようとするときは、当該期間の満了する10日前までに、あらかじめ利用団体登録の更新の申請を行わなければならない。ただし、市の組織及び総合福祉会館内に事務所のある団体の申請は不要とする。
- 2 規則第26条及び第3の規定は、利用団体登録の更新の申請について準用する。
- 3 前2項の規定により利用団体登録が更新したときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年とする。

第7 利用団体登録の取り消し

市長は、偽りその他不正の手段により利用団体登録がなされたとき、又は登録団体が条例、規則若しくはこの基準の規定に違反したときは、利用団体登録を取り消すことができる。

第8 営利活動の禁止

次の活動は、営利目的の活動とみなし、登録をすることはできない。

- (1) 企業等が行う会議、研修、採用試験、面接など、企業等の目的達成のための活動
- (2) 企業等が行う職員向けの福利厚生活動（健康診断など）
- (3) 商品・サービスの販売、契約や宣伝、勧誘、説明、展示を行うことが主目的な事業
- (4) 講師自ら教室を主宰し、受講生を集めて受講料金を徴収する事業
- (5) 講師謝礼金が著しく高額な講習会等
- (6) 社会通念上、自治活動又は福祉活動を行うための会費を超えるような会費を徴収する活動
- (7) その他、営利を目的とする活動等を行うこと

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準の施行の際、現に規則第26条第2項の登録証の交付を受けている団体の登録の有効期間は、第4第1項の規定による。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。